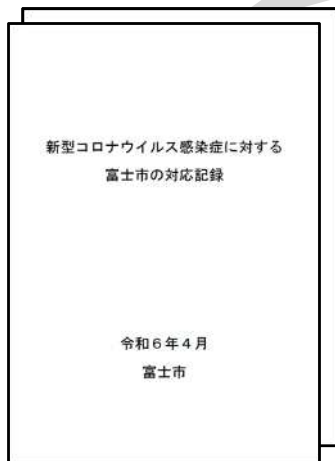


# 新型コロナウイルス感染症に対する富士市の対応記録

【目的】 今後、新たな感染症が発生した場合に備え、これまでの新型コロナウイルス感染症に対する様々な対応の中で得た経験を次へつなげていくための基礎資料とするため。

本市においては、令和2年2月に富士市感染症対策連絡会議を開催して以降、令和5年5月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止するまで約3年間に全庁体制で対応に当たってまいりました。

この記録では、右の目次のとおり第1章～第4章の構成で振り返り記録を取りまとめました。



全290ページ

## 目次

### 第1章 本部体制及び感染者等の基礎データ

- 1 新型コロナウイルス感染症対策本部体制・・・1
- 2 時系列による感染状況と市・県・国の動き・・・11
- 3 感染拡大の経過と感染者数の推移・・・43

### 第2章 富士市の対応（部会ごと）

- 1 感染症拡大防止部会・・・52
- 2 経済対策等部会・・・65
- 3 教育保育対策等部会・・・83
- 4 ワクチン接種対策部会・・・114
- 5 施設等利用部会・・・128
- 6 生活支援部会・・・131

### 第3章 その他の取組

- 1 情報発信等・・・138
- 2 市議会の対応状況・・・147
- 3 学校の対応状況・・・151
- 4 幼稚園・保育園・認定こども園等の対応状況・・・164
- 5 高齢者・障害者に対する支援及び関連施設・・・167
- 6 医療機関・支援連携・・・178
- 7 避難所等の感染症対策・・・180

### 第4章 資料

- 1 イベント、会議等の中止・延期・方法の変更・・・184
- 2 新たな生活様式に対応した対策・・・266
- 3 寄附・寄贈一覧・・・284

### 【第1章-1-（4）3ページより抜粋】

#### 新型コロナウイルス感染症対策本部体制の評価

令和2年から対応してきた、新型コロナウイルス感染症対策においては、静岡県に緊急事態宣言がなされた令和2年4月以降も事務局を保健部に置き対応に当たったが、令和2年12月には市内の新規感染者数が205人となるなど、危機レベルとしては、「全庁的に対応する必要がある場合（レベル4）」【富士市危機管理指針より】に該当する事態であったと考察する。

このことを踏まえ、今後、特措法第32条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときには、躊躇することなく富士市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月条例第19号）により、富士市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、事態に対応することとし、事務局は、危機管理室に置くこととする。

#### 問い合わせ

危機管理室防災危機管理課 太田  
電話0545-55-2936（内線4020）

### 【第1章-3-（6）感染者数のデータより抜粋】

